

公 営 企 業 会 計

平成 22 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 22 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	180,675 人 (1 日 495 人)	281,880 人 (1 日 1,160 人)
西部医療センター	81,395 人 (1 日 223 人)	148,230 人 (1 日 610 人)
緑 市 民 病 院	76,650 人 (1 日 210 人)	151,146 人 (1 日 622 人)
計	338,720 人 (1 日 928 人)	581,256 人 (1 日 2,392 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター東市民病院の救急・外来棟改築の基本設計
西部医療センター中央病院（仮称）の整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	12,354,909
第 1 項	医 業 収 益	10,653,843
第 2 項	医 業 外 収 益	1,699,066
第 3 項	特 別 利 益	2,000
第 2 款	西部医療センター収益	6,782,839
第 1 項	医 業 収 益	4,382,197
第 2 項	医 業 外 収 益	838,397
第 3 項	特 別 利 益	1,562,245
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	4,215,727

		千円
第 1 項	医 業 収 益	3, 574, 916
第 2 項	医 業 外 収 益	549, 052
第 3 項	特 別 利 益	91, 759
収 入	合 計	23, 353, 475

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター費	13, 519, 051
第 1 項	医 業 費 用	13, 243, 397
第 2 項	医 業 外 費 用	273, 654
第 3 項	特 別 損 失	2, 000
第 2 款	西部医療センター費	5, 677, 558
第 1 項	医 業 費 用	5, 398, 440
第 2 項	医 業 外 費 用	278, 118
第 3 項	特 別 損 失	1, 000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	4, 536, 538
第 1 項	医 業 費 用	4, 454, 415
第 2 項	医 業 外 費 用	81, 123
第 3 項	特 別 損 失	1, 000
第 4 款	予 備 費	876
第 1 項	予 備 費	876
支 出	合 計	23, 734, 023

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	856, 406
第 1 項	企 業 債	152, 000
第 2 項	出 資 金	259, 000
第 3 項	一 般 会 計 補 助 金	445, 406

千円

第 2 款	西部医療センター資本収入	21,693,510
第 1 項	企 業 債	15,596,000
第 2 項	出 資 金	5,674,000
第 3 項	一般会計補助金	30,223
第 4 項	国 庫 補 助 金	52,000
第 5 項	その他資本収入	341,287
第 3 款	緑市民病院資本収入	435,733
第 1 項	企 業 債	87,000
第 2 項	出 資 金	119,000
第 3 項	一般会計補助金	151,742
第 4 項	その他資本収入	77,991
収 入	合 計	22,985,649

支 出

千円

第 1 款	東部医療センター資本支出	1,005,146
第 1 項	建 設 改 良 費	233,365
第 2 項	企 業 債 償 還 金	771,781
第 2 款	西部医療センター資本支出	21,274,881
第 1 項	建 設 改 良 費	21,229,547
第 2 項	企 業 債 償 還 金	45,334
第 3 款	緑市民病院資本支出	388,233
第 1 項	建 設 改 良 費	234,996
第 2 項	企 業 債 償 還 金	153,237
支 出	合 計	22,668,260

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限 度 額	15,835,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行

利 率 年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

（他会計からの負担金）

第7条 児童手当及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、2,056千円及び45,332千円である。

（他会計からの補助金）

第8条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,807,800千円及び627,371千円である。

（他会計からの出資金）

第9条 整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、5,552,000千円である。

2 経営の健全化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、500,000千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,700,000千円と定める。

（重要な資産の取得）

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類		名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	病院情報システム	1 式

強力放射線深部治療装置	1 台
磁気共鳴断層診断装置	2 台
血管連続撮影装置	2 台
陽電子放射断層撮影装置	1 台
コンピューテッド・ラジオグラフィ・システム	1 式
全身用X線コンピュータ断層診断装置	2 台

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 22 年度名古屋市城西病院会計予算

(総則)

第 1 条 平成 22 年度名古屋市城西病院会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
城 西 病 院	37,230 人 (1 日 102 人)	120,285 人 (1 日 495 人)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	城 西 病 院 収 益	4,604,713
第 1 項	医 業 収 益	1,928,695
第 2 項	医 業 外 収 益	484,018
第 3 項	特 別 利 益	2,192,000

支 出		千円
第 1 款	城 西 病 院 費	3,402,288
第 1 項	医 業 費 用	3,375,336
第 2 項	医 業 外 費 用	25,828
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 4 項	予 備 費	124

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額

が資本的支出額に対し不足する額 49,899 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。))。

収 入		千円
第 1 款	城西病院資本収入	57,300
第 1 項	一般会計補助金	57,300

支 出		千円
第 1 款	城西病院資本支出	107,199
第 1 項	建設改良費	21,250
第 2 項	企業債償還金	85,949

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、5,000,000 千円と定める。

(他会計からの負担金)

第 6 条 児童手当及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、291 千円及び 6,417 千円である。

(他会計からの補助金)

第 7 条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、445,563 千円及び 57,300 千円である。

2 不良債務解消にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,191,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、300,000 千円と定める。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 22 年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 292,730,000 立方メートル
(1日 802,000 立方メートル)

給水戸数 1,233,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 第2次水道基幹施設整備及び第2次配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	千円
第 1 款	水 道 事 業 収 益		51,828,609
第 1 項	営 業 収 益		51,283,196
第 2 項	営 業 外 収 益		438,913
第 3 項	特 別 利 益		106,500

支 出		千円
第 1 款	水 道 経 営 費	51,259,609
第 1 項	営 業 費 用	43,263,361
第 2 項	営 業 外 費 用	7,906,248
第 3 項	特 別 損 失	80,000
第 4 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,019,163千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	7,400,575
第1項	企業債	5,000,000
第2項	出資金	276,000
第3項	国庫補助金	28,400
第4項	他会計貸付金返還金	134,502
第5項	基金収入	133,632
第6項	基金繰入金	50,000
第7項	その他資本収入	1,778,041

支 出		千円
第1款	資本的支出	26,419,738
第1項	建設改良費	17,451,569
第2項	償還金	8,698,912
第3項	投資	240,996
第4項	国庫補助金返還金	28,261

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成23年度から平成25年度まで	16,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	第2次水道基幹施設整備費にあてるため
限度額	5,000,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第8条 消火栓関係経費、水道料金特例措置、児童手当及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、125,453 千円、70,413 千円、4,013 千円及び 62,512 千円である。

（他会計からの出資金）

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、276,000 千円である。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 22 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画 給 水 量 年間 22,995,000 立方メートル

(1 日 63,000 立方メートル)

事業所数 107 力所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收入

千円

第 1 款 工業用水道事業収益 863,092

第 1 項	營 業 収 益	857,040
-------	---------	---------

第2項	營業外收益	5,552
-----	-------	-------

第 3 項 特 別 利 益 500

支出

千円

第 1 款 工業用水道經營費 823,092

第 1 項	營 業 費 用	748, 947
-------	---------	----------

第 2 項 營 業 外 費 用 72,645

第 3 項 特 別 損 失 500

第 4 項	予	備	費	1, 000
-------	---	---	---	--------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額425,562千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	71,332
第1項	出 資 金	4,725
第2項	その他資本収入	66,607

支 出		千円
第1款	資本的支出	496,894
第1項	建設改良費	330,100
第2項	償 還 金	32,292
第3項	他会計借入金返還金	134,502

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第7条 児童手当及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、60千円及び520千円である。

(他会計からの出資金)

第8条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受

ける金額は、4,725 千円である。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 22 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 22 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 28,520 ヘクタール(15水処理センター、44ポンプ所)
処理水量 年間443,840,000 立方メートル
(1日 1,216,000 立方メートル)
水洗便所の改造 2,300 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	下水道事業収益	75,550,098
第 1 項	営業収益	74,718,449
第 2 項	営業外収益	730,149
第 3 項	特別利益	101,500

支 出		千円
第 1 款	下水道経営費	74,991,098
第 1 項	営業費用	59,783,748
第 2 項	営業外費用	15,147,350
第 3 項	特別損失	50,000
第 4 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額40,533,737千円(水洗便所改造資金貸付事業収支差額4,735千円を除く。)は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	39,769,405
第1項	企 業 債	26,073,000
第2項	国 庫 補 助 金	11,876,400
第3項	そ の 他 資 本 収 入	1,730,370
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	89,635

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	80,298,407
第1項	建 設 改 良 費	47,302,299
第2項	償 還 金	32,811,208
第3項	投 資	100,000
第4項	水洗便所改造資金貸付事業費	84,900

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設	平成23年度から平成25年度まで	33,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため
限 度 額	26,100,000千円

	下 水 道 事 業 建 設 費	26,073,000 千円
	水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 金	27,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、3,200,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費、児童手当及び子ども手当にあてため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、36,534,845 千円、2,343,140 千円、44,937 千円、56,025 千円、34,000 千円、31,000 千円、2,979 千円及び 50,795 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、6,355 千円である。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 22 年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	最多運転車両数	1 日	905 両
	運 転 キ ロ	年間	36,609,500 キロメートル
		(1 日	100,300 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間	116,362,000 人
		(1 日	318,800 人)

(2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	自動車運送事業収益	25,538,457
第 1 項	営 業 収 益	19,680,952
第 2 項	営 業 外 収 益	5,612,079
第 3 項	特 別 利 益	245,426

支 出		千円
第 1 款	自動車運送事業費	25,577,247
第 1 項	営 業 費 用	24,136,953
第 2 項	営 業 外 費 用	717,133
第 3 項	特 別 損 失	713,161

第 4 項	予 備 費	千円 10, 000
-------	-------	---------------

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	資 本 的 収 入	7, 157, 679
第 1 項	企 業 債	2, 588, 000
第 2 項	出 資 金	4, 100, 000
第 3 項	一 般 会 計 補 助 金	227, 301
第 4 項	基 金 収 入	11, 777
第 5 項	そ の 他 資 本 収 入	230, 601

支 出		千円
第 1 款	資 本 的 支 出	6, 876, 552
第 1 項	建 設 改 良 費	3, 065, 840
第 2 項	企 業 債 償 還 金	3, 788, 935
第 3 項	投 資	11, 777
第 4 項	予 備 費	10, 000

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	2, 588, 000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元

金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、19,000,000千円と定める。

(他会計からの負担金)

第7条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、10,328千円である。

2 子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、148,651千円である。

(他会計からの補助金)

第8条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,685,057千円である。

2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,717,000千円である。

3 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、438,866千円である。

4 公共交通移動円滑化設備等の整備にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、227,301千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 経営の健全化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、100,000千円である。

2 経営の健全化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、4,000,000千円である。

平成22年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第1条 平成22年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 17,206,204 千円の財源の一部にあてるため、企業債（資本費負担緩和分）3,823,000 千円を借り入れる。

– 83 –

		千円
第 2 項	営 業 外 費 用	19,506,619
第 3 項	特 別 損 失	245,426
第 4 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 3,440,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 29,713,468 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

	収 入	千円
第 1 款	資 本 的 収 入	40,157,926
第 1 項	企 業 債	27,849,000
第 2 項	出 資 金	8,998,000
第 3 項	一 般 会 計 補 助 金	1,323,495
第 4 項	国 庫 補 助 金	446,819
第 5 項	基 金 収 入	1,201,656
第 6 項	そ の 他 資 本 収 入	338,956

	支 出	千円
第 1 款	資 本 的 支 出	66,431,394
第 1 項	建 設 費	17,108,844
第 2 項	企 業 債 償 還 金	44,110,894
第 3 項	出 資 金	4,000,000
第 4 項	投 資	1,201,656
第 5 項	予 備 費	10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとお

りと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成 23 年度から平成 27 年度まで	20,000,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設費、元金償還及び利子支払にあてるため		
限度額	31,672,000 千円		
	高速度鉄道事業建設費	11,786,000 千円	
	高速度鉄道事業資本費平準化債	12,623,000 千円	
	高速度鉄道事業特例債	3,440,000 千円	
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	3,823,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、29,000,000 千円と定める。

(他会計からの負担金)

第 8 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、14,625 千円である。

2 子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、206,928 千円である。

(他会計からの補助金)

第9条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,161,572 千円及び 517,270 千円である。

2 建設費（建設費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,686,280 千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 建設費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、3,151,000 千円である。

2 経営の健全化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、5,847,000 千円である。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

